

R7.4.1時点 促進区域設定市町一覧

市町名	担当課(室)名	対象区域	連絡先電話番号
草津市	温暖化対策室	草津市の災害時の拠点となる施設(市公共施設、高校、大学等)で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上及び敷地など。 または、草津市と「愛する地球のために約束する協定」を締結し、市と共に地球温暖化対策を進めていく市内事業者・団体の施設で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上及び敷地等。 ※ただし、国及び県の環境配慮基準に適合するものに限る。	077-561-6581
湖南市	環境政策課地域エネルギー室	住宅及び住宅以外の建物の屋根上 ※国や滋賀県の環境配慮基準で促進区域から除外すべき区域は除き、考慮すべき区域・事項も考慮した上で、判断する。	0748-71-2302
米原市	環境政策課	米原市米原地区の一部(近隣商業地域、商業地域) 米原市梅ヶ原地区の一部(準工業地域、近隣商業地域)	0749-53-5112